

	区分	Q	A
1	申請手続	配分予定額の通知以降の手引きの注意の箇所で、「⑥配分された機械装置を一括して参加申請していない場合は、受付不可」とあります。一つの協議会において、複数の取組主体の機械装置が配分された場合は、取組主体毎に申請するのか。それとも協議会で一括して申請となるのか。	「取組主体ごと」に事業参加申請をしてください
2	申請手続	配分された機械装置を全て辞退するとした場合、今年度も辞退届が必要か。また、辞退届が提出する場合は、様式の変更はあるのか。	「配分された機械装置を全て辞退する」場合は、未申請（辞退扱い）となるので辞退届は不要です。
3	申請手続	配分された機械装置の一部を辞退するとした場合、手引きには「事前連絡を」とあるが、事業参加申請書類に当該機械装置の辞退届の類いを添付すればいいのではないか？	「一部辞退」した場合、要望時の取組内容の実現性があるかどうかなど、個々に確認する必要があるため、「事前連絡を」とお願いしています。
4	参加申請書（別記様式第3号）	右上の協議会名は申請協議会の名前を表記すべきか（畜産クラスター協議会ではなく、さが〇〇畜産クラスター協議会とするべきか）	「畜産クラスター協議会」は様式として示されているものなので、実際の協議会名を記載して下さい。
5	参加申請書（別記様式第3号）	協議会印の押印は必要か？	事業実施要領上の様式に「印」の記載がされていないので、押印は不要です。
6	参加申請書（別記様式第3号）	別記様式第3号の参加申請書で、取組主体名は1名ずつか、連記でも構わないか。	様式下部の注意書きに「※本様式は、取組主体の申請ごとに添付すること」とされていますので、取組主体ごと（事業参加申請ごと）に当該取組主体の申請分だけ記載したものを添付して下さい。
7	参加申請書（別記様式第3号）	参加申請書の最下部に記載されている、別記様式第3号－別紙1、別記様式第3号－別紙2（別紙3－1及び別紙3－2）の説明がなかったのですが、この様式はどこからダウンロードできますか。	電子申請化に伴い、お問い合わせの様式（別記様式第3号－別紙1、別記様式第3号－別紙2（別紙3－1及び別紙3－2）は「（配布様式①）令和3年度事業参加申請 電子申請用データ作成ファイル.xlsx」に統合しましたので、同様式の添付は不要です。
8	確認書	参加申請に係る確認書について、取組主体名を本人が自署することとなっていますが、法人の場合は法人印の押印での対応は認められず、必ず自署しなければいけないのでしょうか。	様式に記載の通り「自署」をお願いいたします。
9	確認書	取組主体名は自署とするとあるが、法人の場合、法人のゴム印等で代用は可能か。	ゴム印は「自署」に該当しません

	区分	Q	A
10	確認書	「確認書」の署名について、リース方式（転貸）の場合は（※貸付主体の実務責任者の自署も可とする。）、また購入方式の場合は（※協議会の実務責任者の自署とする。）とあるが、実務責任者をあらかじめ届け出る必要があるか。	届け出の必要はありません。転貸の場合は、組織名、役職も忘れずに記入してください。購入方式の場合は実務責任者の氏名を所定の欄に自署してください。
11	確認書	手引きの確認書の記入方法で示された青枠の箇所（畜産クラスター協議会名及び取組主体の申請件数等）については、印字も認められるか。	様式として配布しているPDFへ印字することは構いませんが、様式自体をWord等で独自に作成し直してそこに協議会名等も印字することは、同書面記載事項の正確性の担保が取れないことから不可とします。
12	確認書	確認書の記入ですが、役職欄の記入は転貸の場合のみでいいですか。取組主体の役職名の記入は必要ですか。	役職欄は、転貸の場合の当該貸付主体の自署された方の役職を記入する欄です。 また、取組主体が法人の場合、自署欄には法人名、代表者名を代表者が自署して下さい。代表者の役職は記載不要です。
13	確認書	確認書の「取組主体が自署をした日」がこれまでの「取組主体の申請日」にあたり、見積書やリース申込書、県知事特認などの日付については、「取組主体が自署をした日」以前に取得するという理解でよろしいでしょうか？	PDFとして添付する各書類の日付は、協議会の作成する「参加申請書（別記様式第3号）」の日付よりも前の日付になっていれば可とします。
14	見積書	手書き修正の見積書は訂正印が必要とのことですが、修正ではない手書きの追記については訂正印等は不要でしょうか？例えば、見積書の備考欄に手書きで「輸送費、設置工事費等は含まれていません」と記載している場合や、堆肥運搬車の見積書でサンバイザーや足元マット等、補助対象外部分について「自己資金」と手書きで追記しているもの等を想定しています。	効力の無い修正なのか判断が付かないと事業参加申請のやり直しとなる可能性があります。そのため、堆肥運搬車の見積書でサンバイザーや足下マット等の自己負担するものについては、見積書とは別に自己負担分がわかる書面を提出して下さい。
15	見積書	見積書の内容を修正する場合、見積書発行者の訂正印があれば可とあるが、見積書を発行した担当者の印でも可か。社判か。	訂正印を押す者、どのような印を押すかは当該見積発行者の規定でかまいません。
16	見積書	「会計検査院からの指摘を踏まえ、事業参加申請の時点で有効期限が切れている見積書については事業参加申請を受け付けません。」とあるが、仮に参加申請時には期限内でも、審査時に期限が切れていた場合、（審査時現在も見積書が有効かの確認はあるとしても）見積書の再取得は求めないということでしょうか？	審査時に当該見積書の有効期限が切れていた場合、その際に有効性を確認させていただきますが、見積金額等、内容に変更が発生した場合は取り直していただく必要があると考えます。

	区分	Q	A
17	見積書	見積書の有効期限について確認です。参加申請の時点とは何時でしょうか。協議会が申請した時点を捉えてよろしいでしょうか。それとも中央畜産会が受付した日のことでしょうか。また、有効期限については、数値を明記すべきと理解しておりますが、業者によっては別途協議と記載している場合がありますがどうでしょうか。	「参加申請の時点」とは、窓口団体が所定の確認を行った上で、事業参加申請に係るデータを登録した日としています。
18	見積書	見積書について、補助対象外の経費（輸送費、設置工事費、消耗品、名入れ費用等）をそれぞれ明記した場合、その補助対象外の経費の裏付資料（請求書、領収書）の提出が必要か？	従前通り、実績報告書の提出時に添付していただきますが、詳細は別途配布する実績報告書に係る手引きで説明いたします。
19	見積書	輸送費、設置工事費、消耗品、名入れ費用等がそもそも発生しない場合と発生するが見積書には含まない場合と2種類あると思うが、どちらも「補助対象外の経費（輸送費、設置工事費、消耗品、名入れ費用等）は含まれません」という表記でよいか？	該当する機械装置の整理など販売業者で混乱すると諸手続の遅延につながると推察されるので、一律「補助対象外の経費（輸送費、設置工事費、消耗品、名入れ費用等）は含まれません」と記載するように依頼された方がよろしいかと考えます。
20	カタログ	PDFとして添付するカタログの「カタログ原本」と「販売業者より原本証明されたカタログ」はどう判断すればいいのか？	「カタログ原本」 <ul style="list-style-type: none"> ・印刷物のカタログ原本をそのままPDF化したもの ・メーカーが配布している、もしくは販売店から入手したカタログ原本と同じ体裁のPDF形式のカタログ 「販売業者より原本証明されたカタログ」 <ul style="list-style-type: none"> ・正式なカタログが入手できないため、販売業者がカタログの正本をコピーしたものに販売業者が原本証明したものをPDF化したもの
21	カタログ	堆肥運搬車のカタログはページ数が多いため、PDFファイルのサイズも大きくなってしまっているのではないかと。カタログの一部の提出ではだめか？	参加申請の審査の際に必要な情報（諸元等）が不明だと審査ができないためカタログ一式を添付して下さい。 なお、一例ですが、いすゞ自動車のwebで配布されているエルフ（ダンプ車）のカタログは56ページありますが、サイズは8MB強です。手引きでご案内しているwebで圧縮すると6MB強になりましたので、「PDF形式のカタログを入手」するようにしていただければと思います。

	区分	Q	A
22	カタログ	当該メーカーが機械装置個別のカタログを発行しておらず、「総合カタログ」しか発行していない場合、全てのページを添付する必要があるか？	そのような場合は、販売店に依頼して当該機械装置の該当ページをもとに「販売業者より原本証明されたカタログ」の作成をお願いしてください。 なお、その場合は以下の情報がわかるページの添付は必須とし、販売店の責任で当該ページを含めてもらうように依頼してください。 「メーカー名」、「機械装置名」、「外観のわかる写真」、「型式番号」、「諸元・能力」
23	添付書類	環境と調和の点検シートは添付するのか？	令和3年3月に改正された事業実施要領において、添付を省略できる書類に含まれていないため添付（提出）をお願いいたします。
24	添付書類	畜産クラスター計画や認定書面は協議会で保存し、県団体への事業参加申請するときは添付は不要と記載されているがそのような解釈でよいか伺います。	畜産クラスター計画、同知事の認定書面は「最新版を1式」窓口団体へPDF形式で提出して下さい。また、記載内容の変更等で知事の再認定を取得した場合は速やかに窓口団体へ再提出して下さい。
25	添付書類	手引きのP6～P7の「4 事業参加申請に必要な書類等」でPDFファイルとして事業参加申請に添付する書類とありますが、7のリース契約申込書、9の農業経営改善計画認定書は、様式データに入力するので、添付は不要と書かれているが、これは取組主体から申請するときは添付する必要があるが、協議会から県協会の団体窓口に対してはPDFファイルを提出する必要がなく、協議会で保存しておく書類という意味でよいか。	事業実施要領では「必要事項を申請内容に記入し、原本を取組主体が保管していることを畜産クラスター協議会が確認を行い添付を不要とするもの。」と定められています。ただし、協議会での保管を否定するものではありません。
26	添付書類	認定農業者の有効期限日は、何時の時点の日付で確認すれば良いか。 認定農業者（農業改善計画認定証）の期限切れについては、審査時点ではなく、事業参加申請データの受付日が基準となることでよろしいか。	事業参加申請を窓口団体が所定の確認を行った時点で有効期限が切れていた場合は申請を受け付けません。 また、認定農業者は補助要件のため、期限切れのまま再認定の申請を怠った場合は補助金の返還になることがありますのでご注意ください。
27	添付書類	定款について、「この定款は現行のものであることを証します。」と原本証明して貰っていますが、この記載は今後も必要か。また、押印は要か不要か。	令和3年度からは、原本証明、押印は不要とします。ただし提出するものは「現行の定款」として取り扱いますので、協議会の方は現行の定款であることを確認した上で添付して下さい。
28	申請書作成データ関係	農業経営改善計画又は青年等就農計画認定状況について、確認ではありますが、取組主体が法人の場合は、記載は不要でよろしいでしょうか。	要望時の「取組主体要件」を「認定」として要望した場合は必要となります。

	区分	Q	A
29	申請書作成データ関係	参加申請の電子申告用データで、日付を記入する箇所（認定農業者の認定日、リース申込書の申込書日、知事特認の特認日）があるが、西暦・和暦のどちらで記入するべきか	「yyyy/mm/dd」または「yy/mm/dd」形式で入力して下さい。
30	申請書作成データ関係	知事特認について、200文字以内で内容を説明することになっているが、知事特認の申請書及び承認通知書を添付することで代えられないか？	手引きに沿った手順をお願いいたします。
31	申請書作成データ関係	「知事特認の内容欄」については使途など協議内容の要点を記載とあるが、必ず記載されておくべき内容及び項目が特別にあるのでしょうか。ご指導ください。	当該機械装置の使途や特認の根拠に関する数量的な情報を記入して下さい。
32	申請書作成データ関係	堆肥の処理状況について、確認ではありますが、環境優先枠との一体の場合以外は記載は不要でよろしいでしょうか。	不要です。
33	申請書作成データ関係	協議会である県庁で、マクロが無害化処理されてしまい動かない。	窓口団体から協議会へ電子メールで送付された同ファイルが県庁のメールサーバで「無害化」処理としてマクロ機能が無効化される場合があるようです。無害化処理については当該組織の担当者に相談して下さい。 なお、事業専用ホームページでも同ファイルをダウンロードできます。この方法であればメールサーバを介さないなので、お試しください。
34	申請書作成データ関係	「令和3年度事業参加申請電子申請データ作成ファイル.xlsx」のA1列は「リース申込書の申込日」となっています。このことは、参加申請時点で既にリース会社に申し込みをしても事前着工ではないと理解してよろしいか。	「リース申込み」自体は事前着工には該当しませんが、機械装置の手配やリース契約をしてしまった場合は事前着工になります。この点は、従前から変更はありません。
35	その他	「配分予定額の通知以降の手引き」5ページで説明のあった、リース方式④のリース事業者から販売店へ手配依頼するようにとのことですが、書類で残しておくようお願いするのですか？リース会社ではこの件を把握していますか。	リース物件は、リース会社が購入した機械装置を借受者に貸し付ける仕組みです。そのため所有者たるリース会社が責任を持って発注するものと解します。このことは、従前から事業専用ホームページで提供しているリース事業者向けの手引きにもリース事業者に対して『リース契約締結後、速やかに販売店との売買契約の締結、機械装置の発注を行ってください。（発注前に必ず事業参加承認を受けた機械装置の内容を見積書等で確認してください）』としています。 なお、協議会の皆様もリース事業者向けの手引きもご一読頂ければと思います。